

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

3 雇用

2 大卒就職協定

企業説明期間を新設

就職協定を実効あらしめるために経済四団体の呼びかけにより八六年五月、就職協定遵守懇談会が設置されたことは、本年鑑第五七集で紹介した。今期も同懇談会が組織され、前年度の二倍を越す二三九社が参加した。今期は、九月五日から一〇月一四日までを「企業等の説明」の期間(個別接触してよいが拘束はできない)とした点が前年と異なっている(『日経連タイムス』一九八七年四月二日付)。なお「拘束」とは「待ち時間を含めて三時間以上に及ぶものをいう」と定義されている(『日経連タイムス』一九八七年九月一〇日付)。

「就職協定協議会」の新設を提起

大卒就職協定をあつかう中央雇用対策協議会は、八七年十一月一三日会合を開き、八八年度も就職協定を行うことを決定した。これは、会員へのアンケートで就職協定は不要としたものがゼロであったとの結果を踏まえたものである。

また、同日の協議会では、産業界と大学側が一体となって採用期日を協議し、決定し遵守できるように新たな協議機関を設けることを決め、大学側などの同意を求めることにした。新協議機関は、「就職協定協議会」という仮称がつけられたが、経済・業種・大学団体の各下部組織にそれぞれ「就職協定遵守懇談会」をおき、協定の実効をあげることを目的としている(『日経連タイムス』一九八七年十一月一九日付)。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)